

松戸市教育委員会会議録

令和7年1月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和7年1月定例会

開 会	令和7年11月12日(水) 午前9時32分	閉 会	令和7年11月12日(水) 午前11時14分
署名委員	教育長 波田 寿一 委 員 和座 一弘		
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	<input type="radio"/>	委 員 山形 照恵 <input type="radio"/>
	教育長職務代理者 武田 司	<input checked="" type="checkbox"/>	委 員 中西 茂 <input type="radio"/>
	委 員 伊藤 誠	<input type="radio"/>	委 員 和座 一弘 <input type="radio"/>
出席職員	内訳別紙のとおり		
特記事項			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年11月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	村上 陽子	21	社会教育課 主任主事	増田 雄大
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	〃 青少年会館 館長	越光 栄樹
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23	〃 施設担当室 室長	清水 潤也
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24	〃 施設担当室 補佐	伊介 淳
5	〃 専門監	戸張 徳一	25	教育政策研究課 課長	秋田 敦子
6	〃 補佐	飯島 幸枝	26	図書館 館長	川嶋 英一
7	〃 主査	竹田 順一	27	〃 補佐	齋藤 雅代
8	〃 主査	中道 佑生	28	学校財務課 課長	大場 慶育
9	〃 主任主事	齋藤 奈々	29	〃 学校給食担当室 室長	飯澤 信幸
10	学務課 課長	南 進史	30	〃 学校給食担当室 補佐	木村 朗子
11	〃 補佐	佐藤 育	31	学習指導課 課長	小川 晴美
12	〃 補佐	原 有希也	32	〃 補佐	根本 八恵子
13	〃 学校保健安全担当室 室長	芦田 百代	33	〃 特別支援教育担当室 室長	山口 広美
14	〃 学校保健安全担当室 補佐	渡邊 慶久	34	児童生徒課 課長	志村 雅人
15	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生	35	学校施設課 課長	久保田 昭彦
16	〃 戸定歴史館 館長	金井 隆志	36	〃 補佐	栗山 誠
17	〃 戸定歴史館 主査	美澤 駿輔	37	〃 主査	藤井 大介
18	〃 博物館 次長	染野 寿郎	38	市立松戸高等学校 事務長	菊地 俊一
19	社会教育課 課長	関根 瞬人	39		
20	〃 補佐	三田村 英俊	40		

令和7年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年11月12日（水）午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

議 案

4 その他の議題

令和7年11月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第32号

令和7年度末及び令和8年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに
令和7年度末及び令和8年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策
の制定について
(学務課)

② 議案第33号

松戸市教育功労者の表彰について
(文化財保存活用課・戸定歴史館)

③ 議案第34号

松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(社会教育課・施設担当室)

④ 議案第35号

松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
(教育総務課)

⑤ 議案第36号

令和6年度版 教育委員会の点検・評価報告書について
(教育総務課)

⑥ 議案第37号

令和7年松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する
意見聴取について
(教育総務課)

⑦ 議案第38号

指定管理者の指定について

(社会教育課)

教育長 初めに、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在4名の方から傍聴したい旨の申出がございます。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承ください。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることいたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

教育長 では、初めにご報告申し上げます。

本日、武田教育長職務代理者が所用により欠席をされますが、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項の規定により、本会議は開会することができます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎開 会

教育長 ただいまから、令和7年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を和座委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

本日の議題は、議案7件となっております。また、本日の議題のうち、議案第37号及び議案第38号は、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。したがいまして、この審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第37号及び議案第38号の審議を秘密会とす

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第37号及び議案第38号の審議は秘密会といたします。

また、秘密会は議事録を取っていないところでございますが、議案第37号及び議案第38号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいいたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第37号及び議案第38号は秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことになりました。

◎議案第32号

教育長 本日は、議案が大変多くなっております。限られた時間の中でございますので、円滑な議事進行に努めたいと思います。どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第32号「令和7年度末及び令和8年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和7年度末及び令和8年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 おはようございます。学務課長、南です。よろしくお願ひいたします。

議案第32号「令和7年度末及び令和8年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに令和7年度末及び令和8年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」ご説明いたします。

本件につきましては、県費負担教職員の人事異動について、任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針実施細目に基づいて、松戸市の意向も踏まえ、推進するものでございます。

昨年度からの変更点についてのみ説明させていただきます。6ページにある新旧対照表をご覧ください。本年度変更点につきましては、基本方針並びに実施方策の年度の変更となります。令和7年度末及び令和8年度と改めてございます。

ほかのところにございましては、昨年度と本年度の千葉県公立学校職員人事異動細目を比較したところ、大きな変更事項はございませんでした。松戸市の方策についても、ほかに内容の変更はございません。今年度も本異動方策に基づき、人事異動を適切に実施してまいります。

以上、説明いたします。ご審議のほど、お願いいいたします。

教育長 説明ありがとうございました。

それでは、これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論はございませんでしょうか。何かありましたら、お願いいいたします。

中西委員、お願いします。

中西委員 中西です。

4ページの2の(2)ですが、「職員の年齢構成の二極化傾向にある」、「構成が」じゃないですかね、これ。「二極化傾向にあることを考慮して」、「学校間格差、不均等の是正に努める。」とあるんですが、これは前回から入っているということだと思うんですが、そうすると、この「学校間格差、不均等の是正」がどれくらい進んでいるのかというのは分かるでしょうか。

教育長 学務課長、お願いします。

学務課長 年齢構成の是正につきまして、どれくらい進んでいるかにつきましては、現在のところ、なるべく各学校、大きく偏らないようにというような方向で進めておりますが、大きな変更は見られませんけれども、昨年度と比較しまして、採用数にもよりますので、全体的にはそれほど大きく変わっていないところがあるというのが実際のところでございます。

中西委員 分かりました。

なかなかアンバランスになっているということは全国的な傾向もあるので、簡単なことではないと思うのですが、ここに掲げる以上は、1年目、2年目、それが変わらないというのも羊頭狗肉になってしまないので、その辺はご留意いただければと思います。

学務課長 一校に若い職員が固まつたりとか、その逆に、そういった年齢構成が固まらないようには配慮していきたいと思っております。

中西委員 よろしくお願ひします。

教育長 和座委員、お願ひします。

和座委員 3ページのほうなんですけども、特別支援教育のことできちんとお尋ねしたいんですけども、かつて特別支援の先生がお子さんに対して問題行動を起こして取り上げられたことがございました。事情なんかを聞きますと、やはりかなり職員の労働時間というか、そういうことも含めたこともプレッシャーの背因になっていたような記憶がございます。

人事交流を含めてというふうに書かれておりますけれども、具体的にどういうふうな形で、どことどこの、例えば通常学級との交流とか、あるいは含めて研修とか、あるいは人材の部分でのそういった労働時間での問題点など、今現在どういうふうになっているのかお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

教育長 学務課長、お願ひします。

学務課長 特別支援教育につきましてなんですけれども、今ご指摘ございましたが、特別支援学校の経験や、他校における特別支援学級の経験と、特別支援教育に造詣の深い職員の配置、また特別支援学校免許状取得者の配置を積極的に行うよう努めてございます。

学校としましては、我々のほうとしましては、学校において、新規採用から5年目の間に特別支援学級の担任を経験させることで、教員としての指導の幅を広げて資質向上を図っているところもございます。また、免許法認定講習の受講を進め、特別支援学校免許状の取得促進も図ってございます。

また、学習指導課特別支援教育担当室を中心に、特別支援教育の担任への研修会を行う等、人材育成に努めてございまして、労働時間につきましては、特別支援学級でも通常学級でも適正化を図るよう努めてまいりたいというところで、今後も引き続き注視して、支援の在り方等も考えてまいりたいと考えております。

和座委員 ありがとうございます。

この間、松飛台第二小学校に私は訪問したのですけれども、あそこは結構特別支援の比重が多いところだったのですけれども、その先生が、通常学級と含めた流れの中で、お互いに子どもたちが共感しながら、多様性を見つめるというところを具体的にやっているのを、非常に積極的というか、笑顔をしながらお話ししていただいたのが印象的だったので、ああいった形で、ある程度余裕を持たれた中で、様々な形で取り組まれることが非常にいい環境

をつくるんじやないかと思いました。これからも、そこの点をよろしくお願ひいたします。

学務課長 ありがとうございます。

教育長 ほかに。

山形委員 山形です。

今のご説明の中にあった、特別支援免許の認定講習というのを受けられたら免許がもらえるのでしょうかというところの確認が1点。もう一点が、女性職員の管理職のところを毎回質問させていただきますけれども、割合について教えてください。

教育長 学務課長、お願ひします。

学務課長 まず1点目について、免許についてですけれども、この講習を受けますと特別支援教育の免許が付与されるというところでございます。

もう一点、女性管理職ですね。松戸市全体におかれましては、約25%となっております。

小学校におきましては、教頭が22%、校長が38%、中学校でございますと、副校長、教頭で18%、校長で10%といった割合になってございます。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

この秋の学校訪問で伺わせていただきても、女性の校長先生や教頭先生が増えられているのを肌感で感じております。ありがとうございます。

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長 それでは、ほかにご質問、ご意見がないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

議案第32号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第33号

教育長 次に、議案第33号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

戸定歴史館長お願いします。

戸定歴史館長 おはようございます。文化財保存活用課戸定歴史館の金井でございます。よろしくお願いします。

議案書7ページ、議案第33号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

本件は、松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条に基づき、松平齊義氏に感謝状を授与するものでございます。

適用条項といたしましては、同規則第2条第4号、学校教育、社会教育、スポーツ、学芸または文化の振興について、その功績が顕著であった者となります。

提案理由につきましては、津山松平家分家資料2,281件を市に寄贈するなど、市の教育文化の振興・発展に対し、功績が顕著であったためでございます。

続きまして、8ページの松戸市教育功労者表彰推薦調書をご覧ください。①から⑧までは記載のとおりとなります。

⑨の功績の概要につきましては、松平齊義氏は徳川昭武の孫に当たられ、同氏所蔵の伝来資料を戸定歴史館へ寄贈したいとのご意向を示されておりました。ご本人は、当該資料の悉皆調査中の令和2年に逝去されましたが、その意思を引き継いだご遺族により、当家伝来資料2,281点が戸定歴史館に寄贈されました。

寄贈された資料は、松戸徳川家に関する資料群であり、調査研究により、徳川昭武、戸定邸、庭園に関する新たな事実が判明するなど、本市の教育・文化の振興・発展に多大な貢献があり、その功績は顕著であります。よって、松平齊義氏の功績を顕彰し、表彰するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

教育長 ご説明ありがとうございました。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論はございませんでしょうか。

和座委員、お願ひします。

和座委員 これについて、私、少し調べさせていただいたんですけども、ここに書かれていましたように、令和6年10月5日から12月27日まで、多くの方がおいでになったようです。

実際、非常に貴重なものがあったようで、天璋院の方の婚礼調度品だったものなんかがあ

つたりして、非常に初公開のもので新発見の資料も多かったということなんですがけれども、この企画展の反響、何か特に市民のほうからの声とか、あるいは実際の人数がどのぐらいだったのか、それは企画展としてはどのぐらいの反響として評価なさっているのか。また、今後また新しい形でこういった企画展の予定とか、そういったことについて教えていただけますか。

教育長 戸定歴史館長。

戸定歴史館長 展覧会の評価というか、アンケートにつきまして、すみません、今日は持ち合わせていないんですけど、基本的には、後ほど申し上げます6,560人というのが、企画展の中では期間を考えますと多いほうの部類というか、反響をいただいたということで、今回ご寄贈いただいた受贈記念でございますので、点数のほうも多めにきちんと展示をさせていただいたということで、好評いただいたということで認識をしております。入ったときに、やっぱり甲冑というのが目についたようで、それについての好評なご意見をいただいております。

入館者数につきましては、先ほど申し上げたように6,560人でございまして、近年の企画展の中では多いほうだというふうに認識をしてございます。

今後なんですけれども、今、またさらにはほかの資料等含めて調査研究のほうを学芸員のほうが進めておりますので、まだまだ2,281点ございますので、それを含めていろんな視点のほうが。

和座委員 前回はどのぐらい展示されたんですか、その中で。

戸定歴史館長 180ぐらい。

和座委員 じゃ、まだ本当にごく一部ですね。また、その中の評価もまだいろいろとこれから出てくるわけですね、そうすると。

戸定歴史館長 そうです。それも含めて発表の場になりますので、きちんとそこは津山松平の方とも連携をしながら。資料のほうはちょこちょこ出てくる感じなんですよ。

和座委員 分かりました。非常に楽しみなので、そういう意味でも、大変な資料をご寄贈いただいたということで、この表彰ということは本当に理にかなっているんじゃないかなというふうに思います。ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長 では、功績を称えて松戸市の功労者として表彰をさせていただく方向でいきたいと思

います。ありがとうございます。

それでは、これでご意見等がないようでございますので、これより採決に入っていきます。

これより、議案第33号を採決いたします。

議案第33号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案のとおり決定いたします。

それでは、説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第34号

教育長 次に、議案第34号「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

社会教育課施設担当室長。

社会教育課施設担当室長 議案第34号「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、貸出用備品である松戸市文化会館大ホールの外国製ピアノを新規に購入して入れ替え、1回当たりの使用料を変更することに伴い、松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正するためでございます。

外国製ピアノにつきましては、大ホールに2台、小ホールに1台設置・貸出しを行っておりますが、そのうち大ホールのスタインウェイ&サンズ社製のピアノにつきまして、老朽化により演奏中に調律が狂うなどしたことから、今年度に同型のピアノを新規に購入して入れ替えることとなりました。

ピアノの備品使用料につきましては、平成5年の開館から消費税以外の見直しは行われておりませんが、新規購入に伴い、受益者負担の適正化を図るために、10ページ、新旧対照表に記載のとおり、使用料の変更を行うものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

教育長 それでは、これより質疑及び討論に入ります。

議案第34号についての質疑、討論はございませんでしょうか。

山形委員、お願いします。

山形委員 山形です。確認です。

大ホールのほうのスタインウェイのピアノを新しく購入したという、新旧対照表の大ホールの1回の使用料が1万3,200円になっていて、ピアノBのほうの使用料は、現行のものがあるので、それで1万1,000円のままという確認ですが、よろしかったでしょうか。

教育長 じゃ、新規のものについてのみ金額が上がったということですね。

社会教育課施設担当室長 そうです。

山形委員 理解できました。ありがとうございます。

教育長 ほかにございますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 今回、老朽化で支障が出るので交換したということなんですが、老朽化したピアノはどうされるんですか。廃棄されるんですか、それとも、まだ使えるのであれば、どうするのか、お聞きしたいんですけど。

教育長 施設担当室長。

社会教育課施設担当室長 外国製ピアノにつきましては、平成5年に購入をいたしまして30年以上が経過しているものでございますが、ここで新規に大ホールに1台購入することによりまして、今度その1台につきましては、改めて売却をして入れ替えるということにしたいと存じます。

伊藤委員 じゃ、そういう大ホールみたいなところで使うような基準には達しないけれども、何かどこかの練習用のピアノとか、一部部品を交換する等して再利用できるということで売却できるんですね。

社会教育課施設担当室長 再利用というか、個人の方とか、お使いになる方が個人でご購入されてお使いになるというような状況でございます。

伊藤委員 分かりました。

教育長 使えるという。

ほかにございますでしょうか。

中西委員。

中西委員 シンプルな質問ですが、一体幾らで購入されたのか、ちょっと聞いておきたいなと思います。

教育長 施設担当室長。

社会教育課施設担当室長 契約金額は、附属品を含みまして税込みで4,029万1,570円でございます。購入契約日は令和7年5月27日でございます。

教育長 和座委員。

和座委員 少し興味が出てきたので、すみません。

そうすると、非常に高価ですよね。4,000万、聞いてびっくりしたんですけれども。その場合、こういった形での維持費というか、調律とか、それからやっぱりしっかりとした形での管理が必要になってくると思うんですが、その点の部分はどのような形になっているんですか。

教育長 施設担当室長。

社会教育課施設担当室長 年間を通じて、年間の保管管理ということをしておりますので、きっと調律師さんの方に見ていただいて維持管理に努めております。

和座委員 大体その維持費というのはどのぐらいかかるものなんですか。

教育長 施設担当室長。

社会教育課施設担当室長 令和8年度、1台当たり12万6,500円でございます。

和座委員 それは年間ですか。

社会教育課施設担当室長 年間でございます。

和座委員 そうですか。ありがとうございます。

教育長 ほかにございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

値段を聞いてというわけではないですけれども、森のホールも随分いろんなミュージシャンの方も入ってきて、多様に利用も広がっていると思います。音楽フェスティバルも盛況だと思います。そう見ると、使用料というのが、市民の方にも使っていただくというレベルなのかもしれないですが、例えば営利目的と非営利と金額が違うと記憶しています。使用料が1万3,200円でいいのかと、少し安いのかと疑問におもいました。これは基本的に、営利目的の方もこのお値段という理解でよろしいでしょうか。

教育長 施設担当室長。

社会教育課施設担当室長 備品については同じような感じで考えてはおります。

使用料の算定に当たりましては、基本的に平成5年に文化会館が開館したときに、そのときに、附属設備ですとか備品使用料を定めた算定方法がございまして、そちらに基づいて、

現在の利用状況に当てはめて算出をしたところでございます。

ご質問の近隣と、というお話でございますが、近隣市とも同型のピアノ使用料と比較いたしまして、直近の設置したホールと使用料は同程度であるということは確認しております。

以上でございます。

山形委員 分かりました。ありがとうございます

教員長 ほかにご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長 では、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

議案第34号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第35号

教育長 次に、議案第35号「松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 教育総務課長の三根です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第35号「松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

12ページをご覧ください。提案理由といたしましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、時間外勤務を命ぜられる職員から指導改善研修被認定者を除くこととするためでございます。

13ページの新旧対照表をご覧ください。まず、今回の改正に明記される指導改善研修被認定者とは、教員指導改善研修と呼ばれる指導が不適切である教員などを対象にした研修を受講している教員のことと、また、当該研修は、一定期間改善研修を受講することで、該当と

なる教員に対し、指導力の改善・向上を図るために実施されるためのものです。

次に、教育職員は、教職調整額の支給によりまして、通常、時間外手当の対象とはなりません。しかし、今回開催される松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の第5条で、部分的に超過勤務手当の対象となる業務を明記しております。正規の勤務時間を超える勤務等の具体的な業務内容につきましては、学校行事に関する業務や職員会議に関する業務、非常災害等やむを得ない場合に必要な業務といった内容で、いわゆる超勤4項目と言われております。

今回の改正は、指導改善研修が当該研修に専念することと位置づけられていることから、超勤4項目に対する時間外手当の支給の対象外となるよう整備をするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長 議案第35号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論がございましたら、ご発言をお願いいたします。

山形委員。

山形委員 指導改善研修を受けるような、指導力がないというイメージがつかないと言ったらなんですが、具体的にどんなと言うのは難しいかもしれません、どんな方が研修を受けられるのかなというのは、少し知っておきたいなと思いました。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 松戸市ではこういった状況というのは把握できておりませんので、該当者はまだいない状況ではあるのですけれども、一般的に国の文書等を見ますと、指導状況につきましては、例えば学習指導の面については、授業が成立しないことが多い、生徒指導の件では、児童生徒との信頼関係を築けない、児童生徒の掌握ができなくて学級をまとめることができない、保護者との信頼関係が築けないといったことでございます。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございますか。

(発言の声なし)

教育長 では、法的な改正に基づくものでございますので、よろしくお願いします。

では、ご意見がないようでございますので、これで質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

議案第35号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。事務局の準備が整うまで少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第36号

教育長 次に、議案第36号「令和6年度版教育委員会の点検・評価報告書について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 よろしくお願ひいたします。

14ページ、議案第36号「令和6年度版教育委員会の点検・評価報告書について」ご説明させていただきます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度版教育委員会の点検・評価報告書を別紙のとおり定めるために提案するものでございます。

別冊の令和6年度版の教育委員会の点検・評価報告書（案）の1ページをご覧ください。

教育委員会の点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められており、この規定に基づきまして、毎年度、教育委員会の点検・評価報告書を作成するとともに、点検・評価の客観性を確保するために、教育に関する学識経験者からご意見をいただいているところでございます。

本議案は、令和6年度の事務執行等に関し、教育委員会が自ら作成した点検・評価に対する学識経験者からの意見を基に、今後の事務執行や評価手法についてご審議をいただくものです。

続きまして、本点検・評価報告書の構成についてご説明いたします。

評価対象と項目は大きく分けて2つございます。1つ目は、5ページから17ページまでの

教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務に関する点検・評価と、19ページから106ページまでの教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務に関する点検・評価の2点です。

まず、1点目の教育委員会の活動及び教育委員会が管理・執行する事務とは、教育委員会の活動方針、教育委員会会議の運営など、合議制の執行機関としての教育委員会が自ら管理・執行する事務を指します。ここでは、教育委員会会議での審議や視察、研修会への参加など、教育委員としての活動について記載をされております。

2点目の教育委員会が管理・執行を教育長に委任した事務とは、教育委員会が担当する事務のうち、教育長にその管理・執行を委任した事務を指します。具体的には、各所属の主要施策を対象としています。令和3年度より、各所属の事務事業は「学びの松戸モデル」の施策展開に沿って実施されており、点検・評価報告書もこれに合わせまして記載をしております。「学びの松戸モデル」の施策展開については、20ページから28ページに記載のとおりです。

そして、点検・評価報告書107ページからは、これら2点の評価対象と項目に加えまして、評価手法など総合的な観点から教育に関する学識経験者として、元高等学校教諭で司法書士、行政書士の加藤裕先生からご意見を伺う構成となっております。

また、教育委員の皆様から事前に、点検・評価報告書をご覧いただきましてご意見を頂戴したものにつきましては、担当課と協議し、反映をさせております。

以上、簡単ではございますが、点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

教育長 議案第36号については、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入りますが、質疑に際しましては、点検・評価報告書のページ番号と施策番号、それに関しての質問や意見、要望等の区分を併せてお先にお伝えいただければというふうに思います。確認ですけれども、数が多くございますので、ページ番号とか施策番号とか、それに関しての内容だという部分についてを先にお話しいただきたいというふうに思います。

それでは、ご質問、ご意見についていかがでしょうか。

山形委員、お願いします。

山形委員 まず、1点目に質問をさせていただき、その後、細かく要望を別で上げさせてください。

先に事前に資料の調整や修正していただいた部分がたくさんあり、コメントをつけていた

だいたりありがとうございました。

1点の質問としましては、大きなテーマにはなりますが、そもそもこの点検・評価が市民の方に届いているかという所です。興味のある方はしっかりと見てくださっている部分はあるとは思いますが、点検評価に関して、具体的なレスポンスというか、どんな声が届いているかというのは一度も聞いたことがないので聞いてみたいと思いました。教育委員を3期やって、以前はABC評価という曖昧な評価なところがあったのを、今は現状と成果と課題とこれからというような形で、より具体的になってはいるとは思います。その辺り、関心のある方が職員の方は対話する部分があると思うので、こういう点検・評価、変わっているところで、何か聞いたコメントとかあれば教えていただきたいです。

全体を通してのところで、3年～4年前は専門家の方が2名の先生が見てくださったと思います。その部分が今回加藤先生だけになっている部分で、探すのは難しいとは思うんですけども、今後の方向性として現状あれば教えてください。

先にこの2問、質問、全体を通しての分ですが、お願ひします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 全体を通してということでご質問をいただきました。

まず、1点目の市民の方のレスポンスとか声が入っているかということにつきましては、議会を通じて全議員に配布しておりますけれども、具体的にこれについて、教育総務課のほうに市民の方の声は入ってきていないんですけど、届いているものというふうに感じております。

それから、2点目の学識経験者が今1名ということで、1名の大学教授の方が業務が忙しくなってということで、その後なかなか次にやつていただける方が見つけられていないという状況ではございますけれども、来年度に向けてはまた新たな形で考えたいと思っております。

以上です。

山形委員 お願ひいたします。

教育長 ありがとうございます。

では、いいですか、続き。

山形委員 続けて要望の部分で、加藤先生が丁寧に見てくださっていた中で、賛同するものに関して私も追加でコメントさせていただけたらと思います。

47ページ、基本施策I-2-5の、先日もお話しした山崎直子さんの講演会について、少

人数で市民会館でやっているからよいという部分もありますが、周年イベントでぜひホールのほうで開催していただきたいところを要望として、意見として述べさせていただきます。

55ページ、I－4－3 健やかな体を育む学校体育と学校健康のところで、加藤先生も書かれていましたが、G P S 端末を使用することによって子どもの行き先が見つかったとかというところもあります。この部分を1点質問させてください。

もし市民の方からの声で、何か具体的にG P S を使ってよかつたこととかというのもありましたら、教えていただきたいなと思います。ヘルメットの着用率も、現状が分かつたら教えていただきたいと思います。加藤先生の意見にあったように、物理的な安全だけではなくて、ソフト面での安全対策のほうをより進めていただきたいなと思います。

68ページの施策II－2－1 特色ある学校づくりの部分での、幼児教育と小学校教育の学びをつなぐというところの課題で、園と学校が考える課題に相違があり、円滑な引継ぎができるていないという部分はかなり大きな課題だと考えます。まだ園と小学校が交流している部分って、数が限られている学校だと思うんです。この部分は、加藤先生も書かれていたように、小1 プロブレム含む、学校への安心感みたいなのを広げるためにはとても重要なポイントなのではないかと思います。この部分はとても力を入れていただきたいと思いました。その調整の部分が難しければ、調整の部分で教育委員会が入っていけるといいと思いました。

78ページ。施策II－2－3 生き生きと学び続ける教育職員を育みますのストレスチェックの部分で、産業医への面接がとても少ない状況の話があって、課題に上がっています。対応の課題はそれだけでは足りないと加藤先生も書いていらっしゃいました。県の先生たちなので、研修会などで、県教育委員会自体でも、市教委でもメンタルヘルスに関する研修をやっているけれども県教委でもやっているとか様々あると思います。先生自身のメンタルケアについてもう少し力を入れるような何か働きがあるといいなと思いました。

86ページ、施策II－3－1 安心感を持って学べる環境づくりのところでの、不登校支援については引き続き力を入れていっていただきたいと思います。相談件数、一人一人のご家庭にケアをたくさん届けたので相談する回数は増えているけれども、相談にいらっしゃっている人が少なくなっているという部分で、不登校の子は増えている現状があるので、相談しやすいようなハードルを下げるような働きを今もされているとは思うんですけども、ぜひ広げていっていただきたいと思います。

最後に106ページの人権の部分で、意見です。L G B T の研修がどんどん続いてありがたいなと思う反面、まだまだ届いていない部分がたくさん感じられますので、引き続きよろし

くお願いしますというところです。

ほとんど意見だけなんですが、G P Sの部分、ぜひ、保護者の方からのこんな声があると
いうところを聞かせていただけたらと思います。

教育長 ありがとうございました。

それでは、質問いただいた部分について答弁をお願いします。

学校保健安全担当室長。

学校保健安全担当室長 G P Sの保護者からのご意見なんですが、塾の帰り道に確認ができる
安心だというお声や、お一人親の親御さんの世帯については、安心というか、1つの安全の
確保、一助になっているかなというご意見で、否定的なご意見というのは今のところ全くござ
いません。

山形委員 ないですか。

学校保健安全担当室長 はい。

あと、ご参考までにヘルメットの着用率なんですが、千葉県は、6.5%でございまして、
残念ながら全国の中ではかなり下のほうになるので、ヘルメットの着用率の向上については、
校長会の場ですとか、これからも周知・啓発していきたいと思っております。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

もしかすると子育て支援の現場から、保育園の送り迎えでもヘルメットをしていない方が
多く見受けられますので、そこからも始めていくのもありなのかもしれませんと今お話を伺
って思いました。ありがとうございます。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

では、ほかにございませんでしょうか。いいですか。

伊藤委員。

伊藤委員 まず、前半ですが、教育委員のコメントとか何かが、年間通して研修会に参加した
ときとか、あるいは学校訪問等をした際にいろいろ提出されているんですけども、うまく
それを取り出して入れられているので、それは非常にありがたく思っております。

ただ、我々としても、こういった記録に載せられるということをいつも頭に置きながら、
きちっとした感想なり改善点の指摘とか、いろんな点があるかと思うんですが、そういうこ
とをよりきちんと積極的にというか、きちんと書かないといけないなということを見

るたびに思いましたので、引き続きその点については留意していきたいというふうに思っておりまます。

それから、後半の教育長に移管された業務ですが、109ページで加藤先生が指摘されているように、点検・評価の成果の記載で、本来なら事業内容に記載すべきではないかと思われる内容がいろいろ出てきているということで、この書き方の問題については、それぞれの担当の課が書いているので、基本的に書き方がばらばらなんですよね。これは毎回ずっと数年前から私も感じているんですけども、どういうところを事業内容で書いて、どういうところを成果に書くのかというようなことを、もう少し何か各課に徹底していただくとともに、出てきたものをまとめて、教育総務課が場合によっては書き方を大幅に変えるような指摘もしていただきて、全体の事業内容と点検等々の書き方についての基準をきちっとつけていただいたい方がいいのかなと思います。

特に成果については、みんな楽しそうだったとかうれしそうだったとかというような成果では、ちょっと何か。どういう点で、どういう内容があってそういう声が出たのかとか、もう少しやはり具体的な数字とか、あるいはそういう声があったという具体的なものをもう少し書いていただくような工夫をしていただければというふうに思いました。

それから、1点だけちょっと指摘なんですけれども、69ページの部活動の指導員の配置のところで、私は以前指摘して直してもらったはずだったんですけども、部活動指導員の配置が、事業内容のところで運動系が5名、文化系1名の配置と書いてあって、実施状況の下のほうに、「5校に部活動指導員を1名ずつ計5名（運動系4名・文化系1名）」というふうに書いているんですけども、どうもこれは全体的に5名で、運動系4名、文化系1名というのが正しいのかなと思いますので、前段の事業内容の「部活動指導員の配置（運動系5名」というのを運動系4名の間違いではないかと思いますので、それを訂正しておいてください。

以上です。

教育長 数字の確認はよろしいでしょうか。

学習指導課長。

学習指導課長 伊藤委員ご指摘のとおり、運動系4名、文化系1名の計5名でございますので、訂正のほうをいたします。ご指摘ありがとうございます。

教育長 それでは、69ページの前段と後段の人数の確認ということでよろしくお願ひします。

ほかにございますでしょうか。

和座委員。

和座委員 私も幾つかお話をさせてください。

まず、54ページでございます。まちっこプロジェクトのことについてですが、このことについてはコメントと、それから、今後の我々の考えを皆さんにも知っていただきたいなということで、ちょっとお話しさせてください。ここで、このような形で我々のまちっこプロジェクトをちゃんとした形で位置づけて、しっかりと書いていただいたことについて感謝したいと思います。

私たちが考えていることの1つのポイントとしては、今よく言われる縦の関係、つまり教師と生徒とかという縦の関係、親と子、あるいは子どもと子ども、つまり友達同士の横の関係ということだけではなくて、斜めの関係って言われているそうなんですかけれども、あるいは第三の場所とかというところもあると思うのですが、例えば僕たち、我々はかかりつけ医ですけれども、かかりつけ医というのは、どっちかというと子どもにとっては上下関係でもないし横の関係でもない、要するにちょっと斜めと言うべきですかね。少し斜めの関係を持っていて、比較的アドバイスなんかも自由を持った形でいろいろと、ある意味では専門的な分も含めて提言できるという、そういう立場にあるんじゃないかというふうに思っております。

ですから、そういう意味も含めて、このまちっこプロジェクトというのはそういう意味合もありまして、私たちのほうから、かかりつけ医ということについての考え方、あるいは子どもたちに対しての健康に対する見方というものを、上から下へというよりは横から、友達同士まではいかない、斜めの関係でいろいろとお話ができるというふうに思っております。ですから、そういうような形でこれからも続けていければいいなというふうに思っております。

あともう一点なんですけれども、まちっこプロジェクト、様々な課題がございまして、今のところ、命の大切さだと、ここにちょっと書いてありますが、感染症に対する拡大リスクに関して、医師会のほうでしっかりとまとめたパワーポイントを使って、みんなに話しているというふうなこともあります。

あるいは認知症ということについて、みんなで話していくうな、あるいはストレスコーピング、様々なことがありますけれども、今度新しく、がんということにフォーカスを当てて、子どもたちに対して、例えば子宮頸がんワクチン、これは実は今のところ、最

近少し増えてきましたけれども、まだ5割くらいしか対象者に接種されていないという現状がございます。G7ですと、日本以外は、男子に対してもしっかりとやっていくことは、常識ですね。いわゆるセクシュアルなインターフェースの中での感染ですから、男女共に責任があるわけでして、そういう意味では、これは世界的に、WHOも含めて、男性に対して予防接種をするというのは一般的に行われているんですけども、日本は非常にまだ遅れていますし、実際にやっているのは東京都ぐらいですよね。ですから、そういうようなことも含めて、子どもたちにがんということで、例えば子宮頸がんに関して、自分たちが予防していないといけないということを訴えていくために、この子宮頸がんワクチンに関して、ある程度項目を設けて強調していきたいなと思っております。

同時に、父親に対して、あるいは母親に対して、それぞれ例えば禁煙だとか、あるいは最近内閣の予算委員会でもかなり高市さんがおっしゃっていましたけれども、予防医学に関してもっともっとフォーカスを当てないといけないと。ところが、がんで2分の1の方が今亡くなっているにもかかわらず、こういったがん検診に関しての検診率が世界でも非常に低い、特に先進諸国では最下位に近いようなところにあるという危機を訴えておりましたけれども、首相がそういうふうなことをちゃんと認識していることは私も非常に心強く感じましたけれども、国民の中にもっとそういうふうな意味で、子どものうちから、そういったがん検診の大切さというものを母親や父親たちに対してしっかりととした形で植え付けていく必要もあると思いますので、そういう部分にフォーカスを当てながら、まちっこプロジェクトをこれからやっていきたいというふうに思っております。

少し長くなりましたが、僕たちの考えを少しここで述べさせていただきました。今後こういったことも考えておりますので、皆さんのご協力をぜひお願いしたいと思います。

特に子宮頸がんに関しては、現場ではなかなか、ちょっと拒否を示すような先生たちも中には残念ながらいらっしゃるので、我々としては非常に残念なんですけれども、それは1つの現実として我々も受け止めないといけないと思いますけれども、とにかくこれは非常に大切なことですから、ぜひこれは広めていかないといけないなというふうに思っております。以上、その点をちょっとお話しさせていただきました。

それから、次に特別支援のところでございます。73ページです。

特別支援の場合に、特別支援学校の子どもたちにフォーカスを当てた様々な取組に関してここには書かれているんですけども、私は一方で、通常学級と支援学級との交流というか、あるいは子どもたちが、例えば図工だとか美術だとか、あるいは音楽とか、そういうような

ところで、この間も、先ほど言った小学校で僕は見させていただきましたが、お互いに一緒にやっている雰囲気を見て、通常学級の子どもたちと支援学級の子どもが一緒になりながらやっているのを見て非常に心温まる思いをしたんですけども、そういったことを含めて、今後、こここの部分でもう少しお互いの交流の部分というか、そのことが多分多様性を認めていくという教育に非常に僕はフィットすると思うんですよね。そこら辺のところがここにはあまり書かれていないので、方向性についても少しこれからは考えていただければというふうに思います。それは要望として上げておきたいと思います。

それから、もう一つは子どもの人権のことです。

これもよくお話しすることですけれども、人権の部分は一番最後ですね。それから、あとは53ページのところですね。こここのところで人権に関して様々な形での取組が述べられていますけれども、僕はポイントとしては、やっぱり子どもが自分の意見を述べて、そしてそれがある意味で反映されて、自分の意見が大人にも尊重されているというか、そういうふうな参加する権利というのが4番目の権利としてありますけれども、その部分についての記述がここにはあまりないような気がします。たしか、前回の総合教育会議のときにも述べましたが、子どもがそういういろいろな積極的な動きをすることを、子どもの声として、大人が十分にそれを同じ人間として受け入れながらやっていくということがすごく重要じゃないかというふうに思います。そういうふうなことを含めて、この部分については、もっと反映していただければいいなというふうに思いました。

それから、ちょっと質問でございますけれども、地域の中で色々と勉強していくこうということで、コミュニティ・スクールという考え方、96ページです。

この中で、小金小学校に行ったときに、先生方が、あそこは非常にコミュニティが大切だということで、コミュニティの方たち、地域の方たち、特にあれは東漸寺とかそういうふうな歴史的なものもたくさんありますし、あそこの方たちというのは非常にコミュニティを大切にしている方たちが多くて、そして、そういう人たちと小学校の子どもたち、あるいは教員が一緒になりながらやっていくという、ここに書かれているようなことをまさにやっているということで、非常に私としてはいいなと思ったんですが、そこで課題として上がったのが、あまりにそこの部分が一生懸命やり過ぎることによって、教員たちが非常にその部分に時間を取られてしまって、非常に疲弊してしまう部分もあるということを職員の方が期せずして何かお話ししていたんですね。やりがいはあるんだけれども、いろんな地域の人たちとお話をする時間というのがやっぱりそれなりに大変だと、そういうようなこともおっしゃつ

ていたので、ここにある課題として上がっているところで、一応そういういろいろな部分で、働き方改革の部分ではないですけれども、そういう部分の支援策みたいなものというのは何かございますでしょうか。その点だけ質問として聞きたいのですけど、いかがでしょうか。

教育長 教育政策研究課長。

教育政策研究課長 コミュニティ・スクールにつきましては、まだ1校しか導入していない状況でございまして、やっぱりそこの難しさというのが、人材確保とそれから実際の運営になってくると思うんです。国のはうとしては、働き方改革を含めた教員の負担軽減、特に教頭先生が地域との窓口になっておりますので、そこの労力ができるだけ省力化できるようにということで入れているんですけども、逆に、しっかりやればやるほどやっぱり地域の方との話合いとかが増えてしまうというものがございます。

私どもで今後その辺りの、どうやったら省力化できるような無理のないC S、コミュニティ・スクールを導入できるかというところを検討していくかなければいけないというふうに考えておりまして、まだそこまで検討ができていないところでございますので、来年度に向けては検討してまいりたいというふうに考えております。

和座委員 ありがとうございます。方向性はすばらしいことなので、その中で、みんなが疲れずにやっぱり前向きにやっていくためにはそれなりの余裕が必要だと思うので、その部分をぜひシステムとして、組織として強化していただければ、個人の負担だけでは、やる気だけでは、なかなか精神論だけでは大変ですから、その部分をぜひこれからも環境整備していただければと思います。よろしくお願ひします。どうもありがとうございます。

大体以上のところです。

教育長 ありがとうございます。

では、ほかに。

中西委員、お願ひします。

中西委員 中西です。

大体いつも言っていることになるんですが、まず11ページです。

要は広報面というか、④の会議の公開で、傍聴者が述べ人数、令和6年度で40人ということで、1回平均4人を切るという状況なわけですね。何か課題があれば傍聴者は増えるということもあると思いますので、平穏だということかもしれませんけれども、この数がここまでいいのかなという問題意識はやっぱり持ったほうがいいのかなと思います。

⑤の情報発信については、たしか子どもたちに名前を募集して広報を作るという話があつて、あれはその後どうなったのかなということについても、できたら子どもたちも書くようなものにしたらどうですかという提案もしましたけど、そういう情報発信の在り方というのもちょっと気になりました。

次に、これもいつも申し上げている情報活用能力に絡むことですが、49ページの言語活用科に関する部分、その後のＩＣＴ活用、51ページも関係してきますし、52ページに情報活用能力という言葉も出てきます。それから、53ページ、情報モラルという話も出ますが、要は情報活用能力をどう位置づけるかということは非常に大事で、これは次の教育振興基本計画、「学びの松戸モデル」とも絡んでくると思うんですけれども、そういう点で、言語活用科のところに情報活用のことが一言も入っていないのはちょっと寂しいなと思いました。

次の学習指導要領の議論が行われている中、最近出てきた資料で、小学校の総合の時間にも情報領域を設けるという話が出ています。その具体例というか、あくまで文科省が示したものですが、かなり突っ込んだことを、こんなことまで小学校でやるのかというぐらいのことが出てきているんですね。そういうことも考えたりすると、言語活用科と総合の関係も考えなければいけないと思うし、もう少し情報活用能力というのをどこかでちゃんと示したような将来展望、今後の方向性というのがあってほしいなと思いました。

もう一点は、先生方の働き方の話で、75ページを見ると、45時間以上の超過勤務は減ってはいるということではありますが、今でもかなりの時間オーバーの先生がいらっしゃるということもありますし、78ページのストレスチェック云々の話は、これも過去にも何度か話をしています。加藤先生も触れていらっしゃいますけど、ストレスチェックをやるだけでは、その先がちゃんとできないと駄目だということを加藤先生がおっしゃっているんですが、これも「産業医による高ストレス者への希望面談の促進」というのが課題としてあるんですけど、これ、たしか1年前も聞いたような記憶があるんですが、どれくらい行われているのか、これはやっぱり毎年聞いていったほうがいいかなと思います。これは質問したいと思います。

教育長 では、今のストレス関係の質問がございましたので、答弁を。

学校保健安全担当室長、お願いします。

学校保健安全担当室長 高ストレスチェックの割合なんですけれども、全体の実施者に対しての割合が8.7%、158人いらっしゃいまして、産業医面談につながった方というのは、残念ながら令和6年度はいらっしゃらなかったということになります。本当にこの産業医の活用に

つながらないということは以前より課題となつておりまして、今年度、産業医の先生とお話をさせていただきまして、対面でやるという方法以外にも、クリニックに行くという手間を省くために、オンラインで面談をやっていただけないかということで今調整をしているところでございます。

あと、去年中西委員からもご提案いただいた産業保健師についても、他市とか今調べているところでございまして、それを配置するには予算化が必要になるので、もう少し他市のメンタルヘルス対策の取組などの研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

中西委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

では、ほかにございませんでしょうか。

学習指導課長。

学習指導課長 先ほど、伊藤委員から69ページの部活動指導員のことでご指摘いただきました。

令和6年度、目指していたものにつきましては、運動系5名、文化系1名でございました。実施状況としまして、実際には運動系4名、文化系1名ということで、こちらのほうは以前伊藤教育委員からご指摘がありましたので、訂正してございます。令和6年で目指していたのは、運動系5名、文化系1名でございますので訂正いたします。

伊藤委員 目指していた数字ですか。

学習指導課長 そうです。すみません。以上でございます。失礼いたします。

教育長 ほかに。

山形委員、お願いします。

山形委員 山形です。

今の学校保健安全担当室長のお話からで、意見を述べさせていただきます。

産業保健師を採用するにはかなり予算化が必要だと思いますけれども、例えば地区の保健師さんにつなげていくというのは予算もかかりないと思います。その部分で、学校の先生という立ち位置上、自分の身ばれという言葉を使わせていただきますが、自分がこういうふうにメンタルが弱っていて、誰かに知られるのが怖いと不安を感じられる部分があるかもしれません。しかし保健師さんとの相談をつなぐというのも、1つ取ってもいい手なのではないかなと思いました。

保健師さんというのは、オールラウンダーの相談の窓口の大きなポイントだと思います。

例えば、メンタルクリニックに行くのは、以前に比べたらかなりかかりやすくなっていると思いますが、ただ、松戸市内、精神科も多少増えてはいますけれども、どこも予約でいっぱいだったりします。そんな時、保健師さんに少しお話をする、全く学校の外部の人と少し話をしてみるのに、各保健センターのほうの窓口に話を通しておいて、ストレスを感じた学校の先生から相談がいったときに、話を聞いてくださいみたいなところで行くというのもあります。もしくは、学校内というのは厳しいかもしませんが、養護教諭の先生というのは、学校の生徒さんだけじゃなくて先生たちのケアも担われているのかなという部分もあります。その辺りの部分で、身近な部分のところで活用できる資源として広げていっていただけたらなという意見でした。

以上です。

教育長 ご意見をありがとうございます。

和座委員、お願いします。

和座委員 今のことに関連してですが、非常にそのとおりだと思いますね。前もお話ししたかもしれないけれども、そういった先生たちが私のところにもおいでになって、カウンセリングをすることもありますけれども、だけど、非常に限られた時間ですし、普通、一般的な診療所というのは本当にカウンセリングなど時間が限られます。精神科の先生とじっくりと話すということが物すごく重要だと思うんですけども、それは精神科のドクターたちも限りがありますし、そういう中で、非常に私たちの場合、制限を受けてしまうことはどうしても避けられない部分があるので。そういうときに、やはりこういった、どの分野でもそうですが、プライマリーケアの場合に、やはり多職種でみんなでやっていくということがすごく重要で、そういう意味でも保健師さんの方たちがメンタルな部分についてより一層いろんな形で活躍していただければ、それは我々にとってもすごくうれしいですし、我々医師会のほうも、やっぱりそういった保健師さんたちとも連携を取りながらいろんな形でやっていく場面は多々ありますから、この分野もその中で組み込んで、落とし込んでいくこともできると思いますので、私もまた医師会の会合で話してみたいと思います。

教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長 それでは、先ほど、冒頭の教育総務課長からの説明のとおり、今回のこの点検・評価を私たち教育委員会のほうでいかに生かしていくかということが重要であると思っています。

各委員からの今のご意見を私もきちんと受け止めましたので、それぞれ視点を広げるという意味では非常に有意義なご意見をいただけたと感じております。しっかりこの後取り組んでまいりたいと感じました。ありがとうございました。

それでは、ほかに質問、ご意見等がないようでございますので、これより議案第36号について決を採りたいと思います。

では、議案第36号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。事務局の準備が整うまで少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎その他

教育長 それでは、会議冒頭でお諮りいたしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告はありますか。

社会教育課施設担当室長、お願いします。

社会教育課施設担当室長 松戸市民会館のほうからのご報告でございます。

松戸市民会館では、車椅子をお使いの方により安心してご利用いただけますよう、令和7年11月15日土曜日から、ホール客席に車椅子専用スペースを常設いたします。これまで車椅子が入れるように座席を取り外しまして、床を水平にするための床板を置きましてスペースを確保しておりました。今後は、座席を取り外す必要はなく、車椅子のまま客席に入り観覧ができるようになります。お手元にございます座席表をご覧ください。そちらのスペースの設置場所は、客席1階、く・け列の席番号34から41番の位置で、車椅子3台が利用可能となります。

このことに伴いまして、座席数が1,212席から16席減少し1,196席となります。市民会館では引き続き、今後もより快適に利用しやすい施設の整備に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

何かご質問等はありますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

ニーズがあってこのような形にはなったと思うのですが、現状の椅子を外している部分も、この辺りを外したりしていらっしゃるんでしょうか。

教育長 施設担当室長。

社会教育課施設担当室長 市民会館は、外側から入るときに自動ドアから車椅子の方を誘導していくんですが、ちょうどそこからホールの客席に来るときに最も近い場所でございますので、これまでもそちらの16席を外して、これまで床板を置いたりとかしていたんですが、そちらに席を設けるような形を取っておりました。

山形委員 ありがとうございます。

教育長 じゃ、動線上と客席の形状から、この位置にということですね。

ほかにございますか。

(発言の声なし)

教育長 では、この件についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、そのほか事務局から報告がありましたらお願ひします。

博物館次長。

博物館次長 博物館からご報告がございます。お手元の資料の博物館アワードのチラシをご覧ください。

松戸市立博物館より、第10回博物館アワード作品展と表彰式の開催についてお知らせいたします。作品展の会期は令和7年12月10日から12月25日まで、会場は博物館の企画展示室で、観覧料は無料でございます。

博物館アワードとは、小学校3年生から中学校3年生までを対象に、日本の歴史上の人物、遺物、遺跡、また民俗などをテーマにしたイラストレーションや自由研究の作品展で、例年高い水準の応募作品がございます。今年度は、イラスト部門308点、自由研究部門157点の応募がありました。そのうちイラスト部門と自由研究部門の作品から、入賞作品を含め291点を展示いたします。また、イラスト部門、自由研究部門の特別賞、優秀賞を受賞した小中学生の表彰式を令和7年12月14日、14時30分に松戸市立博物館講堂で行います。

またさらに、アワード展示期間中におきましては、博物館事業の1つでもありますこども体験教室「親も楽しむ 米づくりと展示づくり」で小学生たちが作成したパネルを展示し、その展示解説会を12月13日、13時から16時の間で行います。

以上、博物館からのご報告となります。皆様のご来館をお待ちしております。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

では、博物館アワードに関して何かありましたらお願ひします。

山形委員、お願ひします。

山形委員 山形です。

昨年伺わせていただいて、たくさんの作品を見ることができました。自由研究は、本当にすばらしいものが多くて驚かされました。今年も楽しみにしております。ありがとうございます。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

非常に力作も多いので、ぜひご覧いただければと思います。

ほかに、アワード関係はよろしいですか。

(発言の声なし)

教育長 では、博物館アワードに関してはこれで終結いたします。

それでは、事務局よりほかにはございますか。

(発言の声なし)

教育長 では、なれば、委員の皆様から何かご報告等があればお願ひいたします。

(発言の声なし)

教育長 ありがとうございます。

◎議案第37号及び議案第38号

教育長 それでは、続きまして、議案第37号「令和7年松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」と議案第38号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

こちらは、会議冒頭でお諮りいたしましたとおり、議案第37号及び議案第38号の審議は秘密となりますが、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席を願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は、各議案で入れ替わりをお願いいたします。

議案第37号は、教育総務課専門監、課長補佐、主査、社会教育課長、課長補佐、主査、主任主事、学校施設課長、課長補佐、主査。

議案第38号は、社会教育課長、課長補佐、主査、主任主事、以上となります。そのほかの方は退席してください。

傍聴人の退席及び説明者の準備が整うまで、しばらくお待ちください。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

◎議案第37号

教育長 それでは、議案第37号「令和7年松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 議案第37号「令和7年松戸市議会12月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」ご説明申し上げます。

本件の提案理由は、令和7年松戸市議会12月定例会に提出を予定しております補正予算議案の作成に当たり、教育費について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見聴取の申出があったことからご審議いただくものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをご覧ください。順次、歳出より説明いたします。

小学校費、小学校管理費、小学校施設維持管理事業4,380万円及び中学校費、中学校管理費、中学校施設維持管理事業2,500万円につきましては、小学校、中学校ともに、施設点検及び学校の要望等により早急に改善が必要な事項について修繕を行うための経費につきまして、補正を行うものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。債務負担行為についてご説明いたします。

債務負担行為は、数年度にわたる事業の経費を支出する必要がある場合に設定し、将来の財政負担を伴うものです。

文化会館管理運営事業管理代行業務16億3,503万円、市民劇場管理運営事業管理代行業務3億1,765万円につきましては、松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者が更新されることに伴い、管理代行業務に要する必要経費を計上するためのものです。

なお、指定管理者の指定期間については、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間になります。

ご説明は以上となります。

なお、質疑につきましては担当課から回答させていただきたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長 ありがとうございました。

それでは、議案第37号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

質疑及び討論はございませんでしょうか。

中西委員。

中西委員 それぞれ早急に改善が必要なというのは、どこの何なのか、最低限お伺いしたいと思うんですが。

教育長 学校施設課長。

学校施設課長 施設の法定点検及び学校の要望等により早急にということで、具体的には、建築関係では雨漏り、それから内装関係の修繕、電気関係では照明やエアコンの修繕、それから衛生関係では水回り、空調機関連、ガス関係といったところになります。夏休み中に消防等の点検をやっておりますので、その指摘事項についても直すようなところになります。

9月補正でも修繕費の要求をさせていただいているところですが、また12月でもといったところになります。

以上でございます

教員長 ほかにございますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 2ページ目の文化会館と市民劇場の管理運営費ですが、これは、今回管理受託者が替わることによって金額は以前に比べて、減るんですか、増えるんですか。

教育長 社会教育課長。

社会教育課長 4年間の管理代行料の合計が増えたか減ったかにつきましては、現在、令和4年度から今年度、令和7年度までの4年間では20億となっております。これが今回お示しし

た2館では19億5,268万円となっておりますから、若干ではございますが減っております。

伊藤委員 分かりました。

教員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長 ないようでございますので、これをもちまして議案第37号の質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

議案第37号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第38号

教育長 それでは、議案第38号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 議案第38号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者を指定するためでございます。指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項により、あらかじめ議会の議決を経なければならないと規定されておりのことから、令和7年12月定例市議会に議案を提出し、議会の議決を求めるよう市長に申し出ることをご承認いただくために、ご提案させていただくものです。

続きまして、指定管理者の候補者でございますが、株式会社コンベンションリンクでございます。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間を予定しております。

7月の定例教育委員会会議では、松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例第14条第1項の規定により設置いたします指定管理者候補者審査委員会の委員の委嘱につきまして、ご

承認をいただいたところでございます。その後、10月の定例教育委員会会議で、指定管理者候補者審査委員会の議事経過及び審査結果につきまして報告させていただきましたが、改めまして、これまでの経過等につきましてご説明をさせていただきます。

まず、指定管理者の公募に当たりましては、6月1日から市ホームページや広報まつど6月1日号で募集案内を行いますとともに、6月2日から6月27日までを募集要領の配布期間といたしました。その後、6月30日に募集要領の説明会及び両施設の見学会を実施いたしましたが、当日の参加は15団体ございました。この15団体に対しまして、7月2日から7月7日までを質疑受付期間といたしまして受付を行いましたところ、この間に延べ128項目の質疑が提出されました。その後、7月15日には、質疑に対する回答を参加15団体全てに通知いたしたところでございます。その後、応募書類につきましては、7月16日から7月30日までを受付期間としましたところ、4団体からの応募書類を受理いたしました。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、条例第4条第2項の規定により、指定管理者候補者審査委員会に諮問をいたしました。このたびの審査委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により、委員長には有限会社空間創造研究所代表取締役米森健二氏が、副委員長には村上陽子生涯学習部長が当たりました。

指定管理者の候補者の審査につきましては、プレゼンテーション審査を行う方法を採用いたしました。プレゼンテーション審査とは、応募団体から事業計画書や収支予算書についてプレゼンテーションを受け、内容に関する質疑応答を行うものでございます。

指定管理者候補者審査委員会は、8月7日から10月8日まで延べ3回開催いたしました。第1回審査委員会の議事の経過といたしましては、委員長及び副委員長の選任に始まり、このたびの候補者募集における教育長からの諮問の内容、募集要領、4団体からの応募書類とそれについての審査基準、応募団体によるプレゼンテーションを行う第2回審査委員会の内容についてご審議をいただきました。

第2回審査委員会では、同日の応募団体のプレゼンテーションを含むスケジュールの後、中小企業診断の結果につきまして、今回応募のあった団体の財務分析を行っていただいた中小企業診断士から、診断における収益性、効率性、安全性、成長性などから成る評価の基準や、それらを踏まえた応募4団体の財務分析結果をリモートにてご説明いただきました。

この後、順次応募団体の出席を求め、指定管理者候補者によるプレゼンテーションを行いました。1団体当たり45分間のうち、20分間の持ち時間によるプレゼンテーションを行った後、団体への質疑応答及び委員の協議を計25分間行い、外部委員を中心に、専門的なお立場

から様々な質問とご意見を頂戴しました。4団体全てのプレゼンテーションと質疑応答の終了後に記入いたしました調査評価表では、6人の委員がおのおの21項目の評価項目に沿って採点し、最終評価を行いました。

そして、第3回審査委員会では、まず審査評価結果の集計についてでは、第2回審査委員会で各委員にご記入いただいた評価表を基に集計いたしました。本日、先ほどお手元にお配りしました資料5枚つづりとなっておりますが、一番最後のページになります。審査結果一覧により、4団体の順位づけを含む結果をご説明いたしました。

答申案につきましては、答申案、2枚目になってございます。審査結果に基づき、優先交渉事業者を決定する旨の本審査委員会委員長から教育長宛ての答申書の内容について検討を行いました。

なお、答申書並びに市議会12月定例会への議案の提出につきましては、この11月定例教育委員会会議でお諮りいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第38号については、ただいまの説明のとおりです。

質疑及び討論に入りたいと思います。何かございましたら、お願ひいたします。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 これは、この団体が今回的第一優先交渉権を得るということは、まだ公表されていませんね。いつ、どういうふうに公表されるのかは。お願いします。

教育長 社会教育課長。

社会教育課長 公表につきましては、12月17日の松戸市議会で議決を経た後と考えてございます。

伊藤委員 議会で承認を得れば、もう公表できるわけですね。

社会教育課長 はい。

伊藤委員 そうですか。分かりました。

それで、団体が替わるということで、かなり運営とか我々の接し方も変わってくるのかなというふうには思うんですが、一番気になるのは、これまでの松戸市の文化振興財団の人たちが、あそこのオフィスに部屋を持って、あそこに常駐しておりましたよね。今回、来年度からそれが替わることによって、もうあそこからいなくなるんですか。それとも、こういう管理はしないけれども、ほかにも何かやることがあるということで、常駐はそのまま続ける

のか、その辺のところはどうなるんでしょうか。

教育長 社会教育課長。

社会教育課長 細かな調整は、あくまでも議会の議決を経てからということになりますが、今 のところ、文化振興財団の事務所は現状のままとどまるようと考えております。あくま でも12月17日以降の。

伊藤委員 分かりました。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

気になるところで、今は答えは出ないと思いますが、資料の10のところの事業計画による 収支予算額が、現状は年度が進むと上がっているのが、この新たな場合だと年度が進むと下 がっているのが、どういうことなのかなというのが不思議に感じたところでした。もし分か ればお願いします。

教育長 社会教育課長。

社会教育課長 今回の提案が年度ごとに下がっていくというのは、初年度は、やはり入れ替わ るということで、初年度に投資するような備品関係とか、そういったものが割と多うござい ました。だんだん減っていきますのは、その中で、あとは事業を積極的に展開していく中で、 収益を望めると、それで減っていくというような説明を受けております。

山形委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長 ありがとうございます。

それでは、質問等がないようでございますので、これをもちまして議案第38号の質疑及び 討論は終結といたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

議案第38号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

教育長 以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

準備が整うまで少々お待ちください。

(関係職員等入室)

教育長 ご報告いたします。

秘密会にて、議案第37号及び議案第38号は原案のとおり決定いたしましたことをご報告いたします。

本日、予定していた議題は以上でございます。

では、次回の教育委員会会議の日程についてお諮りいたします。次回、教育委員会会議は、令和7年12月11日木曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、ご異議がないようですので、次回、令和7年12月定例教育委員会会議は、令和7年12月11日の木曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉会

教育長 以上をもちまして、令和7年11月定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時14分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員